

環境アセスメントに係るお知らせ

、時市は持続の酢な開発目標(SDGs)を支援しています。

令和5年10月16日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第11条に基づき、**等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧**を次のとおり行います。

(「条例環境影響評価方法書」とは、環境影響評価項目や環境影響評価に係る手法等を選定するために指定開発行為者(事業者)が作成した図書です。)

| 発行為者(事業者)か作成した図書です。) | | |
|----------------------|---------------|--|
| 指定開発行為の基本的事項 | 指定開発行為者 | 川崎とどろきパーク株式会社 代表取締役 小井 陽介 神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目472番地 |
| | 指定開発行為の名称 | 等々力緑地再編整備・運営等事業 |
| | 指定開発行為の種類 | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為)、大規模建築物の新設 (第1種行為)、商業施設の新設(第1種行為) |
| | 指定開発行為を実施する区域 | 川崎市中原区等々力1番ほか |
| | 指定開発行為の目的 | 等々力緑地の再編整備 |
| | 指定開発行為の内容 | 開発区域面積:約43.5ha 延べ面積:約152,500 ㎡ |
| | 指定開発行為の施行期間 | 令和8年度前後(着工予定)~令和13年3月(完了予定) |
| | 縦覧期間 | 令和5年10月16日(月)~令和5年11月29日(水) |
| 縦覧のお知らせ | 縦覧場所及び時間 | ・中原区役所(5階):午前8時30分から午後5時 ・環境局環境評価課(11月10日まで:市役所第3庁舎15階、11月13日から:市役所本庁舎20階):午前8時30分から午後5時15分まで土、日曜及び祝日は除く ※縦覧開始日(10月16日)は、正午から縦覧を行います。 |
| | 意見書の提出 | 縦覧中の条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「アセス条例」という。)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方環境の保全の見地からの御意見のある方はどなたでも提出することができます。 2 意見書に記載していただく内容条例方法書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその環境保全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。なお、この意見書は川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありませんので御注意ください。 3 提出された意見書の取扱い (1) 御提出いただいた意見書は、アセス条例第13条第2項の規定に基づき、個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。 (2) 指定開発行為者(事業者)に送付します。 (2) 指定開発行為者(事業者)に表見をお記載した資料を作成し、市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例方法審査書を作成する際に考慮いたします。 (3) 条例方法書に対する意見の概要と見解は、指定開発行為者(事業者)が作成する条例準備書に記載され、市はこれを縦覧いたします。 (4) 記載していただいた個人情報は、手続に係る連絡等のために利用します。個人情報は川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。 2 意見書の提出方法下記提出先まで郵送、持参又は本市ホームページから御提出をお願いします。意見書の提出先法で郵送、持参又は本市ホームページから御提出をお願いします。意見書の提出をお願います。なお、郵便番号、住所、氏名、指定開発行為の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。 5 意見書を提出できる期間条例方法書の縦覧期間中(令和5年10月16日から11月29日まで)※郵送の場合は令和5年11月29日消印有効 |
| | ホームページ | ホームページから条例方法書の閲覧、意見書の提出ができます。 |
| 意見書提出先・問合せ先 | | 川崎市環境局環境対策部環境評価課 (【11/10まで】市役所第3庁舎15階/【11/13から】市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2156 ファクス:044-200-3921 Eメール:30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書はファクス、メール等では受け付けておりませんので御注意ください。 |